

事務連絡
令和2年12月24日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

令和2年度第三次補正予算に係る Q&A について

平素より、母子保健行政に格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度第三次補正予算において、第二次補正予算と同様、新型コロナウイルス感染症に対応した事業が計上されているところです。

つきましては、これらの事業の実施に当たり、参考となるよう、Q&Aを作成しましたので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村に対しても、周知いただきますようお願い申し上げます

記

- 別添「母子保健医療対策総合支援事業における令和2年度第三次補正予算に係る Q&A」

(担当)

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課 母子保健係

Tel:03-5253-1111 (内線 4975、4978)

Fax:03-3595-2680

E-mail:boshihoken@mhlw.go.jp

母子保健医療対策総合支援事業における令和2年度第三次補正予算に係るQ & A

問1 令和2年度第三次補正予算の内容如何。

(答)

- 1 令和2年度第三次補正予算では、第二次補正予算の事業と同様、
 - ・ 新型コロナウイルスに不安を抱える妊婦に対し、訪問等の寄り添った支援等を実施する妊産婦総合対策事業、
 - ・ 乳幼児健康診査について、集団健診から個別健診に変更した際に増加する経費に対する補助事業や、
 - ・ 産後ケア事業を実施する施設において、マスクや消毒液等を市町村で一括して購入する等の事業を計上しています。

- 2 二次補正予算とは異なる点としては、
 - ・ 妊産婦総合対策事業のうち、寄り添った相談支援や分娩前検査について、補助率を変更、
 - ・ 分娩前検査については、強い不安を抱えている妊婦、又は、基礎疾患を有する妊婦を対象とする要件を追加、
 - ・ 乳幼児健康診査個別実施支援事業については、自治体を実施している3～4か月児健診については除外といった変更を行っています。

問2 令和2年度第三次補正予算のうち、「不安を抱える妊婦に対する分娩前検査」（以下「分娩前検査」という。）について、要件の追加や補助率の変更がされているが、その理由如何。

(答)

- 1 分娩前検査について、令和2年度第二次補正予算からの変更点としては、
 - ・ 現行、無症状で検査を希望する妊婦を対象としているところを、強い不安を抱える妊婦、または、基礎疾患を有する妊婦を対象とすること、
 - ・ 国の補助率10分の10から、国と都道府県等で2分の1の補助率とすること、といった変更を行っています。

- 2 これらの変更については、
 - ・ 新型コロナウイルス感染症についての調査研究が進み、基礎疾患を有しない妊婦については必ずしもリスクが高いものではないとする知見が得られるに至り、
 - ・ 新型コロナウイルス感染症への対応は、全国一律ではなく、地域の実情に応じて支援を実施する状況へと変わってきたと考えられること、などの理由より、分娩前検査については、強い不安を抱えている妊婦等に対し、重点的に支援を行うことなどの変更を行いました。

問3 令和2年度第三次補正予算は15か月予算と言われているが、妊産婦総合対策事業などのコロナ関係の事業について、どのように執行するのか。実際、補正予算成立後に執行できる時間はあまりないのではないのか。

(答)

- 1 妊産婦総合対策事業など、令和2年度補正予算に計上したこれらの事業については、令和2年度中に執行することが原則となりますが、令和3年度以降も執行できるように、繰越の調整をしています。
- 2 詳細が決まりましたら、改めて各自治体宛ご連絡いたします。

問4 令和2年度第三次補正予算で計上している「分娩前検査」と「行政検査」との違い如何。また、分娩前の検査について、補助率が1/2となっているが、本人の負担は生じるのか。

(答)

- 1 「行政検査」の対象となる者は、
 - ① 感染症の患者、
 - ② 無症状病原体保有者、
 - ③ 疑似症患者、
 - ④ 感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者となります（感染症法第15条第1項・第3項第1号）。また、上記①～④に該当しない場合でも、サービスの一環として、希望者に対して検査を実施する場合は、感染症法の規定に基づく国庫負担を伴わない事業として、実施可能です。④の「感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」には、①無症状の濃厚接触者や、②地域や集団、組織等において検査前確率が高いと考えられ、かつ、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると保健所長が認める場合における、当該地域や集団、組織等に属する者などが含まれます。
- 2 一方、令和2年度第三次補正予算で計上している「分娩前検査」では、「行政検査」の対象とならない分娩前の妊婦が、強い不安を抱えている、もしくは基礎疾患を有していると申告した場合に対象となるものです。
- 3 また、分娩前の検査に係る補助率1/2については、国と、当該事業の実施主体である都道府県、指定都市、中核市の負担割合を示したものであり、当該事業を利用する妊婦に対する負担割合ではありません。
- 4 分娩前の妊婦が、「保険適用」となる場合は、現時点において当該検査については「行政検査」として実施することとなり、検査費用等の自己負担分を、国と都道府県等で2分の1の負担割合とすることとなります。

問5 「分娩前検査」について、対象者の要件が規定されているが、確認はどのように行ったら良いのか。

(答)

- 1 第三次補正予算における「分娩前検査」については、補助の対象となる者の申告に基づいて判断いただくことを考えています。
- 2 この判断にあたっては、本人からの相談内容を聞き取ることを考えており、診断書等の証明を取得することまでは想定していません。

問6 令和2年度第三次補正予算のうち、「幼児健康診査個別実施支援事業」について、3～4か月児健診が除外されたが、その理由如何。

(答)

- 1 「幼児健康診査個別実施支援事業」については、令和2年度第二次補正予算を計上した時期とは異なり、新型コロナウイルス感染症についての調査研究が進み、新型コロナウイルスの乳幼児に対するリスクは成人と比べると低いという知見が得られるに至っていることから、今般の第三次補正予算においては、市町村の単独事業として実施されている3～4か月健診を対象から除外し、母子保健法上に規定されている1歳6か月児健診及び3歳児健診を対象としています。

問7 令和2年度第三次補正予算のうち、「妊産婦への寄り添い支援」について、補助率が2分の1となっているが、その理由如何。

(答)

- 1 「妊産婦への寄り添い支援」については、国の補助率10分の10から、国と都道府県等で2分の1の補助率へ変更していますが、これについては
 - ・ 新型コロナウイルス感染症についての調査研究が進み、基礎疾患を有しない妊婦については必ずしもリスクが高いものではないとする知見が得られるに至り、
 - ・ 新型コロナウイルス感染症への対応は、全国一律ではなく、地域の実情に応じて支援を実施する状況へと変わってきたと考えられることなどの理由により、補助率を変更しています。

問8 令和2年度第三次補正予算のうち、「産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業」について、補助率が2分の1となっているが理由如何。

(答)

- 1 「産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業」については、令和2年度第一次補正とは異なり、国の補助率10分の10から、国と市区町村で2分の1補助率へ変更していますが、これについては、
 - ・ 新型コロナウイルス感染症への対応は、全国一律ではなく、地域の実情に応じて支援を実施する状況へと変わってきたと考えられること、
 - ・ 感染拡大防止に係るマスクや消毒品については、供給や価格が安定してきたことなどの理由のため、補助率を変更しています。